

農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減について

対象者

地域計画ごとに所有する全ての農地（10a未満の自作地を残した全農地）を、同一年に新たに農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者。

課税軽減の手法

新たに機構に貸し付けた農地（※）に係る固定資産税について、10年以上の期間で貸し付けた場合に、3年間 $1/2$ に軽減する。

※所有者が機構から借り受けた自己所有農地を除く。

実施時期

令和8年4月1日から実施。1月1日が固定資産税の賦課期日となっているので、毎年1月2日から翌年の1月1日までの間に対象となる貸付けを行った場合には、次年度からの課税が軽減される。

（例えば、令和8年4月1日から令和9年1月1日までの間に対象となる貸付けを行った場合には、令和9年度からの課税が軽減される。）

特例の適用期限は、令和10年3月31日まで。